

清掃行政の実態と提案

特集
3

小泉富太郎

清掃事業が法体系のもとで行政としての一步を踏み出したのは明治33年汚物掃除法公布のときである。しかし大都市<江戸・大阪>ではすでに近世において業の発生をみるが、横浜も開港場としての特地域であるため、関内を中心とした地域は幕末から業が行なわれていた。

汚物掃除法は清掃を市町村の固有事務と規定し、規制は与えても市町村の自主性に任せて戦後にいたっている。それゆえ市町村は自主財源のなかでたんにゴミを集め、ふん尿を汲取って農民に売却するなど住民の要望に必ずしもその内容にはみることが少なかった。

そして昭和29年には、清掃法が成立する。これはそれまでのサービスでは社会的な要望を満足させることができないうえに、戦後急激に高まりつつあった保健衛生思想と、同時に発達してきた衛生工学の知識からも、抜本的な改革によって清掃行政の再建を図るためであった。

昭和29年厚生大臣は国会においてつぎのように提案理由を説明している。

「清掃事業の能率的な運営によって生活環境を清潔に保つことが環境衛生対策の第一歩であることは、いまさら申すまでもありませんが、現在清掃事業の根拠法規となっておりますものは、明治33年の制定にかかる汚物掃除法であります。しかるに現行法制定後、50数年間における都市の発展、人口の増加、産業の発達などはいちじるしいものがあり、また、公衆衛生なかならず衛生工学は長足の進歩を示しておりますので現行法は今日の社会情勢に即応して清掃事業を行なううえにおいては、もはや十分にその機能を果たすことができなくなったのであります。かかる事情にかんがみ、清掃事業の効率的な運営を図るため、本法案を提案いたしましたのであります。」また立法趣旨をみる

と、事業の実施主体は市町村におき、従来どおり固有事務としての考え方をしているが広域的見地から一定の規制を加え、国または都道府県の事務として処理すべき事項を新たに取り入れ、おのおの責任において公衆衛生の総合的な運営を図ることとしている。また、清掃事業に高度の技術性をもたせ、清掃行政として完成させる必要があり、衛生工学の基礎にもとづいて施設の普及、適正な管理、作業方法の改善などを意図している。さらに具体的な改革として、地域の設定、環境衛生指導員の設置、国の財政的援助、住民の義務規定などを盛りこんでいる。しかもその後数次にわたって法の一部改正を行なって社会の進歩と法の不備の補正を行なっているが、市町村における法の運用に後進性のあることはいなめない。

1・ゴミ処理

横浜開港後より業が発生し、居留地や市街地の一部を収集していたが市街化にともない順次拡大していった。さらに関東大震災後抜本的な改革を図り、滝頭焼却場を中心として旧市街地<神奈川、中、西、南、磯子>に出張所を建設し、収集、運搬、処理の体系を確立して全面的に直営事業に改めた。戦後は運搬機材の機械化にともない、収集世帯は急増し、現在50万世帯の収集を実施している。このうち95%は計画収集<週1~3回収集>世帯である。しかしその基本的な方法論において問題点もあり、同時に衛生的な終末処理施設的能力にも遅れがあって、焼却処理の比率は50%以下である。

2・ふん尿処理

ゴミと同様に開港当時から自然発生的に業が成立して今日にいたっている。しかし大正13年から一部直営で汲取りを行ない、現在では市内汲取対象の95%が法15条の許可業者に依存しているが、そ

の成果はかんばしいものではない。反面戦後に急激に上昇した、し尿浄化その普及と下水道による水洗化は、今後ますます上昇するであろうし、収集、運搬、処分にいたる一貫処理を業者に依存しているところから市民との間に幾多の問題点が発生している。

2——問題点とその展開

1・変貌するゴミの量と質

本市における人口動態の推移は改めていうまでもない。人口の増加に比例して汚物量が増加するだけでなく、1人あたりの排出量の増加もまたきわめて重要な課題である。一般に都市の扱うゴミの量は都市文化のパロメーターともいわれ、消費生活の向上とともに増加する傾向にあることは疑いない。しかし本市においてどのような推移を示すかをつかむことはなかなかむずかしいことである。1人あたりのゴミ排出量では6大都市中最低であることも、その数字が核心に触れていないものであることを示している。

一般にゴミの収集量は都市の有する収集能力の表示であって、その都市のゴミの量ではない。また1人あたり排出量は年間収集量を特別清掃地域内の収集推計人口で除した結論に過ぎない。もしその数字が正当であるならば市街地、河川にゴミの投棄は見あたらなはずである。それゆえ現段階では一種の目安というべきであろう。

しかも行政の実行過程で、収集量はその年度予算により、平均指数としてきめられているが、単年度における月別の量の変化はいちじるしく、季節によってはほぼ30%の変化がある。そのうえ、量の増加は質の低下となってあらわれるという現象がある。ゴミの増加する季節には、自乗に比例するほどの作業量をまねき事業の施行を困難にし

ている。

さらに計画収集時に不備な点が多いことと、35年からしだいに増加した塩化ビニール製品や、不燃性、難燃性、引火性などの化学製品の増加も問題となっている。これらの製品は将来ますます国民生活のなかに浸透するであろうことは当然予測されるが、これらの製品処理過程<主として焼却>で、施設に被害を与えるという新しい事実もあって苦い経験をなめさせられている。

とくに塩化ビニール製品の増加を当然なものとして処理していくための対策は目下の急務であり、同時に不燃物<鉄製品、ガラス、陶器など>を主とした異型じんかいの増加も作業に相当の影響を及ぼしつつある。

このような量と質の変化に対して硬直した単一処理計画で処理できると考えることは馬鹿げたことである。水分比の問題も同様であり、ゴミ質の悪さは自慢ではなく、当事者の、拙劣さの表示であり、かつ多角化した収集計画の実施も欧米ではすでに常識化している事実学ぶべきであろう。

2・過渡期にあるふん尿処理

かつてふん尿は国民経済の一端をになう有力な資

表1——主要都市の人口1人1日あたりゴミ排出量

<昭和40年度>

都	市	推計量	横浜を100とした場合	備考
横	浜	443	100	
東	京	747	169	
川	崎	588	133	
名	古	642	145	
京	都	538	121	
大	阪	664	150	
神	戸	564	127	
北	九	423	95	
ニ	ュ	2,085	471	1963年
パ	リ	925	209	1962年
ベ	ル	598	135	1964年
ウ	イ	482	109	1965年
ナ	ポ	647	146	1965年
リ	オ	541	122	1962年
グ	ラ	1,076	243	1965年
	ス			

図1 月間ゴミ処理量推移<昭和41.4~42.3>

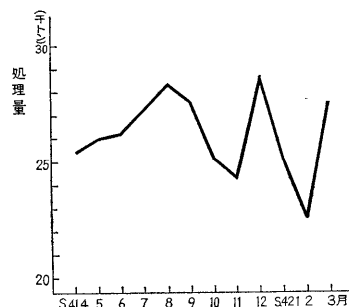


表2——横浜市じんかい処理推計表 <昭和42年度~50年度>

年度	全 市 人 口		じんかい要処理推計									
			可燃性じんかい<日量>						不燃性じんかい		じんかい要処理日量計	
			一般じんかい			特殊じんかい			特殊じんかい		要処理日量計	
			処理人口	1人当り排出量	排出量小計	要処理量小計	発生量	要処理量	要処理日量計	発生量	要処理量	日量計
42	1,933.5	1,766.4	518	914.9	1,067	111.08	130	1,197	199	233	1,430	
43	2,010.4	1,876.7	537	1,007.8	1,176	122.09	143	1,319	214	250	1,569	
44	2,079.0	1,981.1	556	1,101.4	1,285	134.09	157	1,442	231	270	1,712	
45	2,150.0	2,125.1	574	1,219.8	1,423	149.09	174	1,597	251	294	1,891	
46	2,211.2	2,211.2	591	1,306.8	1,525	165.09	193	1,718	270	316	2,034	
47	2,280.8	2,280.8	608	1,386.7	1,618	182.09	213	1,831	294	344	2,175	
48	2,340.6	2,340.6	623	1,458.2	1,701	203.10	238	1,939	318	372	2,311	
49	2,400.3	2,400.3	639	1,533.8	1,789	226.10	265	2,054	347	406	2,460	
50	2,456.6	2,456.6	653	1,604.1	1,871	251.10	294	2,165	375	439	2,604	

<注> ○可燃性じんかい中特殊じんかいとは、市場<そ菜芥>、動物屍<犬、猫等>、営業芥、河川芥等である。

○不燃性じんかい中特殊じんかいとは、市場<そ菜芥、魚貝芥>、営業芥、道路芥等である。

源であり戦中戦後にその実力を十分に示した。しかし、横浜市では昭和25年3月肥料としてのバランスが破れ、はじめて余剰ふん尿を東京湾に投棄した。以後ふん尿が無価値となるに比例し、人口増加とあわせ海洋投棄がふん尿終末処理の大勢を決するに至っている。横浜市は下水道施設、清掃施設が皆無であっても臨海都市であるがゆえに内陸都市が施設整備に努力している間、常に海洋投棄で弥縫策に終始し、施設の整備は現状でも大都市中最低位である。しかし住民の衛生的でかつ快適な水洗便所の要望は、都市下水道によらない浄化そうの普及にいちじるしい数字を示している。その普及率において全国で1位、設置基数において東京都について2位となり、とくに港北、保土ヶ谷、戸塚区では異常な普及度を示し、その傾向は下水道の普及とあわせても将来とも低下するにはならないであろう。

法律的に放流水の水質規制は、し尿浄化そうではBOD90p.p.m以下であり、すでに市内設置された3万基以上のものは、行政的にその維持管理体制を確立したとしても、辛うじて90p.p.mでいどで市内河川汚染の一要素となっている。もちろん本年度改正されるであろう建築基準法により、BOD30p.p.m以下及び60p.p.m以下の合併処理の浄化そう及びコミュニティプラントを行政的に推進することになれば、だいぶ改善されるとしても、それを可能たらしめる行政体系は不備が多過ぎるのが実体である。

これらの環境整備が、国民的世論として「一億総水洗化」の掛声の反面、本市の汲取り作業は水洗化が計画通り増加しても人口増加に相殺されて昭和46年度においても現状と大差がないものと推計されている。しかも旧市内では下水道の水洗化によるスプロール、その他では浄化そうによるスプロール現象と、交通量の増加、輸送距離の延長など作業能率の低下は当然の結論である。さらに本

表3—し尿浄化そう設置基数

年度別		31年度	41年度
区別			
鶴見		288	2,773
神奈川		490	3,251
	西	175	1,735
	中	2,321	4,780
	南	317	4,087
保土ヶ谷		71	3,517
磯子		161	1,897
金沢		26	1,506
港北		79	4,679
戸塚		23	2,498
計		3,951	30,723

市の汲取り輸送は95%以上業者に依存し、利益の薄い作業は自然に汲取料金の高額化、汲取り日数の遅延により市民とのトラブルは絶え間がない。ふん尿処理対策としては、水洗化を下水と浄化そうに分類し、生ふん尿は業者の合理化による汲取作業を計画化しなければならない。この三つの内容の消長に適切な方向を与え、具体的な行政体系を確立することによって事業は安定化するものであって、その意味において本市はまだ過渡期にあるというべきであろう。

3・清掃と公害

清掃施設はもとより事務所、機械ひいては従業員に対してまで市民が嫌悪の感情を有している。それは、その業務が汚物処理であることと、くわえて多少不潔であってもやむをえないとする当事者側の精神的な面からも問題が生じている。

汚物を放置すれば生活環境が悪化するからそれを処理しているのであるが、その処理の過程でも現状は必ずしも万全とはいいがたいのである。

清掃事業のなかから発生するであろう公害の種別はつぎのとおりで、被害の多少は別として公害の大部分を占めている。

- (1) 水質汚濁に関係あるもの
- (2) 大気汚染に関係あるもの

表4—横浜市し尿処理推計表<昭和42年度～昭和46年度>

年度	① 特別清掃 地域内 人口	水洗処理人口							④ 水洗処理 人口合計 ②+③	⑤ 非水洗 人口 (要くみ 取り) ①-④	⑥ し尿 処理量 ⑥×1.2ℓ ×365日 処理日数 300日	⑦ 浄化そう 内汚物量 <日量>	⑧ 合計 ⑥+⑦	
		下水道直結処理人口<中部及び南 部は消化そう投入人口を併記>												③ 浄化そう 処理人口
		中部・南部			北部	菊名	綱島	② 小計						
		下水 直結	消化 そう	計										
42	千人 1,894.8 <全市の 98%>	千人 98	千人 483	千人 581	千人 0	千人 0	千人 0	千人 98	千人 370	千人 468	千人 1,426.8	ℓ 2,088	ℓ 360	ℓ 2,448
43	千人 1,980.2 <" 98.5%>	千人 130	千人 636	千人 766	千人 20	千人 0	千人 0	千人 150	千人 390	千人 540	千人 1,440.2	ℓ 2,107	ℓ 379	ℓ 2,481
44	千人 2,058.2 <" 99%>	千人 182	千人 541	千人 723	千人 60	千人 0	千人 0	千人 242	千人 410	千人 652	千人 1,406.2	ℓ 2,052	ℓ 399	ℓ 2,451
45	千人 2,139.3 <" 99.5%>	千人 245	千人 500	千人 745	千人 90	千人 5	千人 5	千人 345	千人 430	千人 775	千人 1,364.3	ℓ 1,991	ℓ 418	ℓ 2,409
46	千人 2,211.2 <" 100%>	千人 305	千人 430	千人 735	千人 120	千人 10	千人 10	千人 445	千人 450	千人 895	千人 1,316.2	ℓ 1,926	ℓ 439	ℓ 2,365

- <注> (1) 1人1日当りのし尿処理量<発生量>は1.2ℓとした。
 (2) 下水処理人口のうち中部及び南部の消化そう人口は、終末処理の消化そう投入量<日量>から算定した。
 (3) し尿処理量は非水洗人口<要くみ取り人口>に1人1日当りし尿発生量1.2ℓを乗じ300日を年間処理日数として算出した。
 (4) 浄化そう内汚物量は1人1日当り0.8ℓとし年間処理日数300日として算出した。
 (5) 各人口欄の< >内数値は、全市人口に対する比率である。

(3) 臭気に関係あるもの

(4) 騒音に関係あるもの

(1)はゴミ処理、ふん尿処理共通であり、(2)は焼却場、(3)はゴミ、し尿共通であり、(4)は例が少ないが処理施設の機器から発生することがある。このような公害を防止するか、解消するかの措置を講じえない限り正常な事業の発展は期しがたい。さいわいにして衛生工学の発達はおおむねこれらの公害を防止できる態勢となっている。

一番困難な問題は(3)の臭気であるとしても、元来汚物の大部分は有機性物質であり、収集運搬過程と処理工程から発生するが、設備の改善と使用者の管理上の注意でその大部分は解消することができると思われる。不潔物を取扱うがゆえに清潔な作業が必要であり、公害防止態勢をととのえることによって市民感情を順次好転させるよう努力すべきだろう。

4・都市清掃の再点検

長い間単純労務によっていた清掃事業は、清掃法の公布以来徐々に近代化が図られつつあるが、長期にわたる伝統と因習の強い現場部局のため近代化よりも現状の改革さえ遅効性を示している。くわえて財源にとぼしい清掃事業は、その財政的な制約からも前進は遅々としている。

しかし社会的要望はそれらの情勢を押し上げて、昭和35年度以降順次各都市ともより前進を示しつつある。それは欧米から導入されてきた各種の情報と施設内容によって強い刺激をうけ、さらにそれらに対応できる行政的な改善と作業の改革とを能動的にも受動的にも受け入れざるをえない情勢がでてきたからである。そのような条件を管理部門も、収集部門も処理部門も同等の知識と能力のもとに結集されなければ、限りある人員・機材で能率的な運営は期待できない。また同時にそれら

の条件を過去に経験して欧米の実体もほぼ知りうる状態となってきた。

すなわち、都市の処理能力だけで都市清掃の問題が解決するものではない。とくに市民意識の薄い今日、無秩序に放出されていく汚物を一定の能力で収集処分していくより、多岐にわたる汚物の内容を分類合理化し、複数以上の計画のもとに市民協力をえて都市の環境美化を図るべきである。

欧米の都市清掃は、直営の限界を規定し、さらに総合的な行政施策とあいまって効率的かつ衛生的に進めていると同時に経済的な運営を図っているが、こうした事例を本市も参考とすべきである。この意味においては、まだ新旧思想の混合した段階であろう。

3 ————— 七つの提案

1・研修と討論の場を

清掃事業の問題点は自治体の内外共にあるが、そのおのおのが個々に独立した問題点として存在するのではない。そのおのおのが有機的な関連を有しながら相乗的な現象を示すところに清掃事業の特色がある。それゆえ、改善にせよ、改革にせよこれらを考慮しながら行なわなければ効果は少ないし、場合によっては他に逆現象を与える場合も少なくない。

住みよい生活環境を守るためには各問題点を総合的に判断して決定されるべきであって、一分野のみによって行なわれるべきでない。清掃法成立過程で問題となったように衛生工学の発達が十分に事業に採用されなければ都市清掃の成立はありえない。がしかし、十分な技術と技能が活用されるためにはまず当事者自身がそれらの知識、技術、技能を修得しなければならない。しかし単に本市のみならず全国的にみても当事者そのものが後進

的であることはいなめない。この点は欧米の清掃当事者とは全くの逆現象である。これら職員の研修は重要な課題であり、まず監理的業務の人々には十分なる知識を要求されるべきである。そのことによって清掃事業は単なる単純労務の社会でないことを理解するとともに、近代化が促進されるであろう。

汚物処理の目的及び方法論を検討するためにも、定例的に研修の機会を与えたり、臨時的く雨天、休炉>にはグループによる研究討論の機会をもうけるなど、職員に知識と自信の基礎づけをして近代化を図らなければならない。これが技術行政として再建されるべき清掃行政の第一歩であると考ええる。

2・弾力のあるゴミ処理

戦後手車から三輪、四輪車、さらに機械収集車と車両の機械化は促進され、収集方式も定日制あるいは定時制となっている。しかしその内容は、三輪車収集の初期方式が単に日を定めるということに変化したに過ぎない。質の悪化を季節的増減に自動的に対応できない生硬な収集方式のために常に焼却能力の劣化と埋立処分地の公害を誘発している。また現場の単位あたりの労働量にアンバランスを与えている。それゆえ総合的な観点に基づいて、収集、運搬、処分計画の再検討を図るべきである。同時に質的分类に応じて収集計画を多角化すべきである。当面、量の立場からは、増量期と減量期とを2本建の計画にし、さらに週間内の前半後半のアンバランスの調整のためには後半に飛石作業を極力混用すべきであろう。

質の点からは混合収集をやむをえないとしても、異型不燃性じんかいの収集は、各路線に月1回ないし2回別途に収集を行なうべきである。さらにふたつき容器収集と厨芥の紙包み方法に市民の理解と協力を要請し、含水率の低下を図りたい。

7大都市中含水率の高い点で1, 2位を争うことはそれ自体収集計画の拙劣さを物語る以外の何ものでもない。

同時に終末処理として焼却が主流である以上設備の改善と運転の合理化を図るべきであり、さらに都市計画のうえからみて十分に都市設備として活用を図れる位置を選定するとともに、多目的処理場<廃熱利用>の計画を極力推進しなければならない。

埋立処分方式は、焼却となった場合でも、不燃性じんかい、焼却残灰などの処分は永久的に残る。現状の不法投棄方式を改めて極力衛生埋立方式にするべきであり、改善しないかぎり将来埋立地の獲得はおそらく不可能に近くなるであろう。もちろん予算との関連もあり、能力の限界を逸脱した作業は無理であるから、直営無料の原則をとるとすることはむずかしい問題である。しかし、米国情に、家庭じんかい<house held refuse>に限定して、営業用じんかい<commercial refuse>は有料かつ民営にきりかえたりして、直営で住民サービスの徹底を図るべきではないだろうか。しかし終末処理は民営ではなかなか成立しないので市域排出じんかい総量に応じて清掃施設は建設すべきである。そしてそれらの複雑な内容を整理して、各部がバランスのとれた弾力をもって近代化を推進すべきであろう。

3・ふん尿処理の再出発

本市清掃事業における最大の弱点はふん尿処理である。市民の批判は汲取作業が円滑でないことと料金問題に向けられている。これは作業の実権が業者の手に握られ、くわえてに終末処理の主体が非能率かつ非衛生的な海洋投棄に依存している点に原因がある。

この根本的な解決はもとより下水道による全市水洗化にある。しかし、現実的には、し尿浄化そう

の普及などを含む水洗化には長期間を必要とするし、人口増をも考えると、汲取人口に影響がでくくるのは最短でも5年先であろう。汲取作業が長期にわたって存続するであろうことは推計上でも明確である。しかも汲取作業の将来は漸減であるということ自身が作業上、業者の火事泥式料金を助長している点はいなめない。

人々にとって最も始末の悪いふん尿は、市民大多数に直接サービスを目的とする清掃事業にまかされている。だからその良否は当然市政批判として直接影響をもってくる。しかもこれらの情勢はとくに本市のみの現象ではなく、全国的な問題でもある。

単に現状の形態で委託に依存することではなく下水道による水洗化地域を除く、し尿浄化そうと汲取の混在地域に監理監督体制を一新し、業者の再編成を図り、いまこそ計画的な行政のルートに乗せるべき時であると考え。

4・行政機構の改善

戦後、清掃局は衛生局から分離し、その後事業の拡大にしたがい機構を改革して今日にいたっている。これは、事業の拡大にともなう受動的な拡張だったといえるし、しかも同型都市の規模にあわせているきらいがある。

6大都市その他大都市ではおおむね管理部門、施設部門、業務部門の3部門を中心としているが、いずれも弱点は総合的な企画性が欠除している点である。これは別々に計画し、実施する形態では自己矛盾もあり、とくに事業が長期にかつ計画的に展開されなければならない現状を考慮した場合誤りもなしとはいえない。それゆえスタッフ的存在の少数精鋭主義で、企画部門を独立させるべきではなからうか。欧米の清掃の例をみるまでもなく必要であろう。

さらに業務体系についてみると、事業の計画・実

施はあるけれども、その効果の確認行為が欠如している。この点も監理監督体制での弱点といえる。

われわれの仕事が長期にわたって、誤りなく合理的に市民サービスを強化するための機構は、必ずしも他都市の例にならう必要はないと思う。

5・財源の獲得と能率化

清掃事業は汚物掃除法以来市町村の固有事務となっているという経過から、その事業費は市町村の自主財源に依存し、その結果都市ごとに格差が生じている。

清掃法によって清掃施設に補助、起債の枠がつけられたとしても、補助額については他の建設事業と比較するときわめて少額であり、また地方交付税の清掃費需要額の算定基準も大都市には適合しがたい実情にある。

また、6大都市の清掃費の歳出比率がおおむね3～4%の範囲内であり市自身の内部のみで解決することにも限界がある。予算構成上の相違はあるとしても欧米における清掃費の歳出比率がゴミ処理だけおおむね10%であることからわが国は低率である。政府の生活環境施設整備緊急措置法が公布されても積極的な効果があがらないということは裏づけの弱体な点にある。

現状では法の改正があれば、おおむね事業拡大により歳出が増加するケースが多いが、そのようなことではなく基本的な清掃費の算定など税制の改正のなかから清掃の充実を図ることができる。これから積極的に国・県に要望し続けると同時に、理屈だけでなく、各自効率的な清掃行政への改善を積極的に検討したい。

6・市民への連けいを深めよう

清掃法では住民に所定の義務づけと協力を要請している。このことは清掃事業が自治体の行政責任

ではあるが、複雑な都市生活のなかで住民自身も住みよい生活環境を守るためには協力義務があることを意味している。しかし広報活動に対するわれわれのあり方は必ずしも万全とはいえない。苦情を処理するだけでなく、苦情がおこらないことが望ましいことは当然である。その方法論として、事業の内容方法および将来の動向などを周知することはもちろんではあるが、要は市民との約束を市自身守ることであって、それは自身の計画を尊重することでもある。

無法な要求は別として、われわれの機械的な広報活動のみではその目的を果しえないことは過去の経験が証明している。多人種を包括している米国の清掃がきわめて、広報活動を重視している点は見習うべきである。彼らは各種の広報活動と単純で判り易い各種のパンフレットと協力組織を市民のなかにもつており、同時に条例、規則などで違反者は罰するという方法をとって環境美化を図っている。いずれの方法を採用するとしても清掃事業に市民が親しみの感情をもたず、対立している関係ではよい清掃行政とはいえない。市の行政上、個々の住民に定常的に接触するのは清掃のみである点からも、文書による広報活動のみではなく、極力話し合う場をもつことにも努力したい。できれば清掃協力組織が任意的に住民の間にできるほどに密接さを深めたいし、美化運動、あるいは保健指導員組織が清掃とは必ずしも密着していない点については深く反省したい。

7・悪習は捨てよう

長期にわたる下積みの現場として、清掃局内は人情に厚く相互扶助の美風がある。それは尊重し受け継がれるべきであるが、現場における有価物の選別は事業上の大問題である。市民の目からも批判は強く、直営作業の問題点はおおむねここから発するとさえいわれる。この弊風はまず公務員と

して再考すべき第一点ではなからうか。同時に業者の「糞儲け」の気持は、業者職員に共通し、多くの苦情の根源をつくっている。清潔な服装と親切な態度で悪習を捨て去れば市民も自然と好意的な感情をもつようになるであろう。それを理想として、一致して悪習排除に努力すべきである。

<清掃局管理部長>

<コメント>

清掃行政に対する希望と意見

森本三男

I——— 科学化の必要

現代の都市生活は、排出されるゴミとふん尿の収集・処理の問題をぬきにしては考えられない。大量生産・大量消費の高度産業社会へ移行するにつれ、ゴミはたんにその量を増すのみでなく、その内容をも大きく変えていく。まことにゴミは文化のパロメーターであって、都市化によるゴミ処理の問題は、たんに大量収集・大量運搬・大量処理の問題だけにとどまらず、従来のゴミの概念にはいない新しいゴミの出現くたとえば遺棄された廃車>にともなうゴミ処理の多角化の問題が同時に起ってきた。し尿の処理は、究極には下水道の完備につぎすが、予想をはるかに上回る郊外への都市化の広がり、下水道の普及率の維持にすら困難をきたし、地形・交通などの要因がいつ果てるともつかない汲取り方式のし尿処理をいっそう困難にしている。こうした現状は、まさに別稿「清掃行政の実態と提案」<以下「提案」と略称する>に示されているとおりである。

問題打開のためにまず考えなければならない点は清掃行政の体系化ではなからうか。たとえば、現在の横浜市では、ゴミ処理については、一部大口のものを除いて直営・無料方式がとられている。これとまったく逆に、し尿処理においては一部大口のものが直営方式であるだけでほとんどすべてが民営<許可業者>によっている。料金問題はあくとしても、直営・民営がなぜこのようにまった